

笠間市
第3期障害者計画

(平成30年度～平成35年度)

第5期障害福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

第1期障害児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

【計画素案】

平成29年11月

笠間市

笠間市 第3期障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画
【計画素案】

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の策定体制	4
第2章 笠間市の現状	5
第1節 障がい者数の推移	5
第2節 身体障害者手帳保持者の現状	6
第3節 療育手帳保持者の現状	7
第4節 精神障害者保健福祉手帳保持者の現状	8
第5節 アンケート調査結果の概要	9
第6節 関係機関等ヒアリング結果	10
第3章 計画の円滑な推進にあたって	11
第1節 推進体制の整備	11
第2節 地域ネットワークの強化	12
第3節 サービスの質の確保	12
第4節 計画の達成状況の点検・評価	13

【笠間市第3期障害者計画】

第1章 計画の基本的な考え方	17
第1節 基本理念	17
第2節 基本的な視点	18
第3節 基本目標	19
第4節 施策の体系	20
第2章 施策の展開	21
第1節 理解と参加による福祉の推進	21
第2節 継続的な保健・医療サービスの提供	25
第3節 地域での自立生活支援の充実	28
第4節 雇用と就労支援の充実	38

第5節	ともに学びともに育つ地域づくり.....	41
第6節	安心と安全のまちづくり.....	45
第7節	権利擁護の充実.....	50

【笠間市第5期障害福祉計画】

第1章	計画の基本方針.....	57
第1節	障害福祉計画の趣旨.....	57
第2節	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	58
第2章	地域生活と就労移行等の数値目標.....	59
第1節	福祉施設入所者の地域生活への移行.....	60
第2節	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	60
第3節	地域生活支援拠点等の確保.....	61
第4節	福祉施設から一般就労への移行.....	61
第3章	サービス量の見込みと提供体制の確保.....	62
第1節	障害福祉サービスの体系.....	62
第2節	障害福祉サービスの見込量.....	63
第3節	地域生活支援事業の見込量.....	71

【笠間市第1期障害児福祉計画】

第1章	計画の基本方針.....	83
第1節	障害児福祉計画の趣旨.....	83
第2節	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	85
第2章	障害児支援の提供体制の整備等.....	86
第3章	サービスの見込みと提供体制の確保.....	87
第1節	障害児福祉サービスの体系.....	87
第2節	障害児福祉サービスの見込量.....	88
第3節	市独自施策の実施.....	90

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

障がいの有無にかかわらず、誰もが住みよいつ感じることのできる社会の実現に向けた国際的な取り組みとして、「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」（昭和56年）やそれに続く「国連・障害者の十年」を契機に、障がいのある人への支援のあり方は大きく変化してきています。

国内の動きとしては、平成23年の「障害者基本法」の改正により、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざした「地域社会における共生」、「差別の禁止」および「国際的協調」を基本原則とした国・県・市町村の取り組みが示されたところです。

また、平成23年6月「障害者虐待防止法（略称）」制定、平成24年6月「障害者優先調達推進法（略称）」および「障害者総合支援法（略称）」制定、平成25年6月「障害者差別解消法（略称）」が制定されました。

さらに、障がいのある人の人権および基本的自由の享有を確保し、障がいのある人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める「障害者権利条約」について、平成26年1月20日に、批准書を寄託し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

近年の動きとしては、「障害者差別解消法（略称）」が平成28年度より施行されるとともに、「障害者雇用促進法（略称）」の改正等により障害者施策の実効性が図られました。また、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することを定め、「障害児福祉計画」の策定を義務付けた児童福祉法が平成30年4月から施行されます。

このような背景のなか、笠間市では、国等の考え方に基づいた福祉サービスを充実させ、「支えあい自分らしく暮らせるまちづくり」を進めるため、障害者基本法に基づく『笠間市第2期障害者計画』を策定し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、障がいのあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、『笠間市第4期障害福祉計画』を策定し、障害福祉サービスの充実を図ってきました。

第2節 計画策定の目的

平成29年度をもって「笠間市第2期障害者計画」の計画期間が終了することから、施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、これまでの流れを踏まえつつ、平成30年度からの「笠間市第3期障害者計画」を策定します。

また、本計画の下位計画にあたる「笠間市第4期障害福祉計画」についても平成29年度をもって計画期間が終了するため、これまでの流れを踏まえてサービス提供体制の確保などを目指した「笠間市第5期障害福祉計画」（平成30～32年度）を策定します。

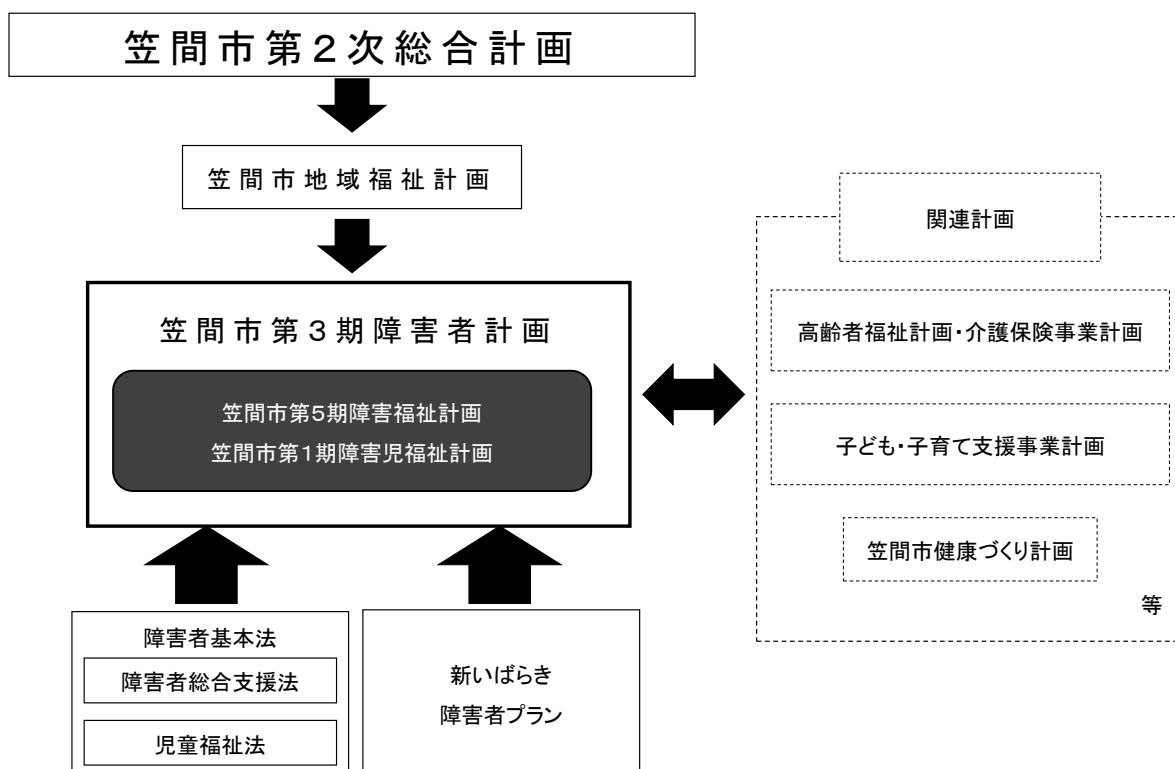
さらに、児童福祉法により策定が義務付けられ、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保を目指した「笠間市第1期障害児福祉計画」（平成30～32年度）を策定します。

第3節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「笠間市第3期障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「笠間市第5期障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「笠間市第1期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」および県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画）」との整合性を確保して策定するものであり、本市の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の部門別計画として策定し、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」等関連計画と整合を図ります。

また、「笠間市第3期障害者計画」においては障害者施策の基本的な指針を示した計画、「笠間市第5期障害福祉計画」においては障害者計画の障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の見込み量、「笠間市第1期障害児福祉計画」においては、障がい児に関するサービスの見込量等を定めた実施計画として、笠間市の障害者施策の総合的な推進を目指します。



第4節 計画の期間

「笠間市第3期障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。また、社会・経済情勢の変化や関連法令等の整備などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

「笠間市第5期障害福祉計画」および「笠間市第1期障害児計画」は、平成30年度から32年度までの3年間を1期とし、平成32年度に見直しを行います。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
障害者計画	第2期						第3期 (平成30年～35年度)						第4
障害福祉計画	第3期		第4期			第5期 平成30年度～32年度			第6期			第7	
障害児計画							第1期 平成30年度～32年度			第2期			第3

第5節 計画の策定体制

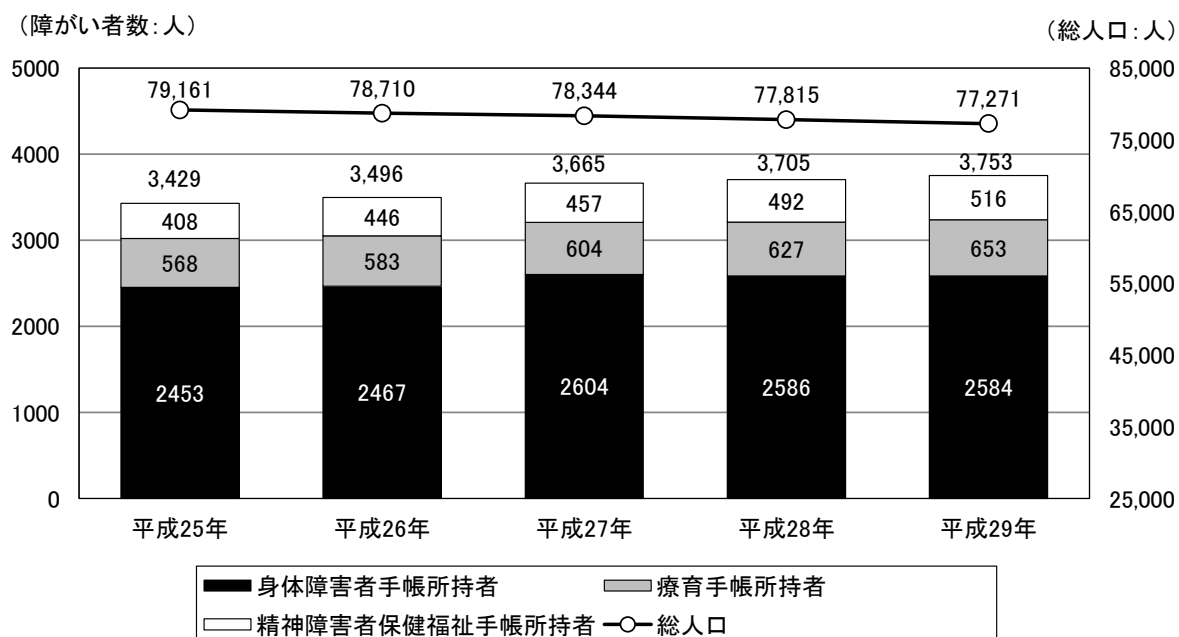
この計画は、サービスを利用する当事者である障がいのある人に対するアンケート調査、関係機関へのヒアリング、パブリックコメントなどを実施しました。

また、関係機関関係者、民生委員・児童委員、医療関係者、社会福祉施設関係者、ボランティア団体関係者、学識経験を有する者などで構成される「笠間市障害福祉計画策定委員会」による審議を経て策定されています。

第2章 笠間市の現状

第1節 障がい者数の推移

本市の人口は年々微減傾向にあり、平成29年度には77,271人となっています。一方、障がいのある人は年々微増していく傾向がみられ、平成29年では3,753人となっています。

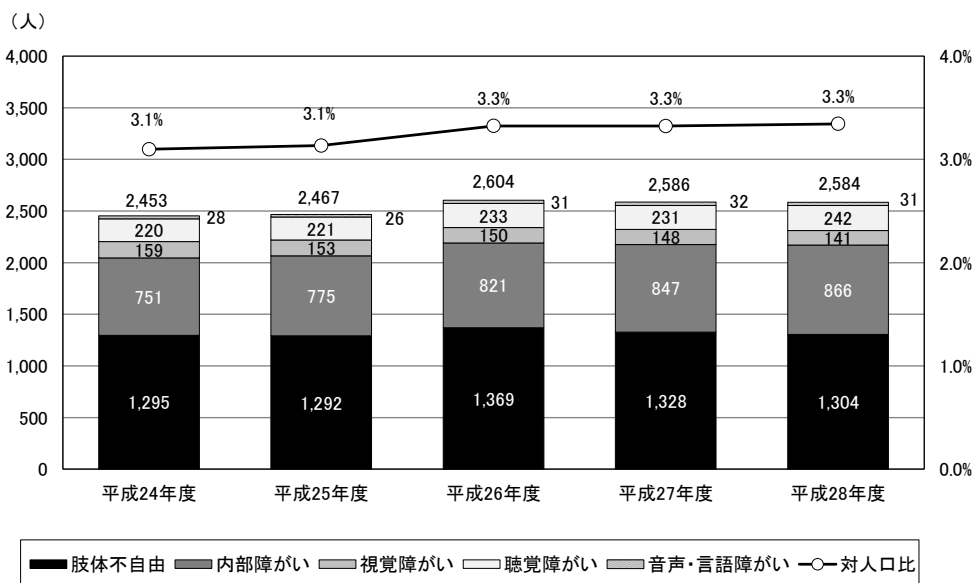


資料：人口は住民基本台帳
障がい者数は、社会福祉課資料

第2節 身体障害者手帳保持者の現状と推計

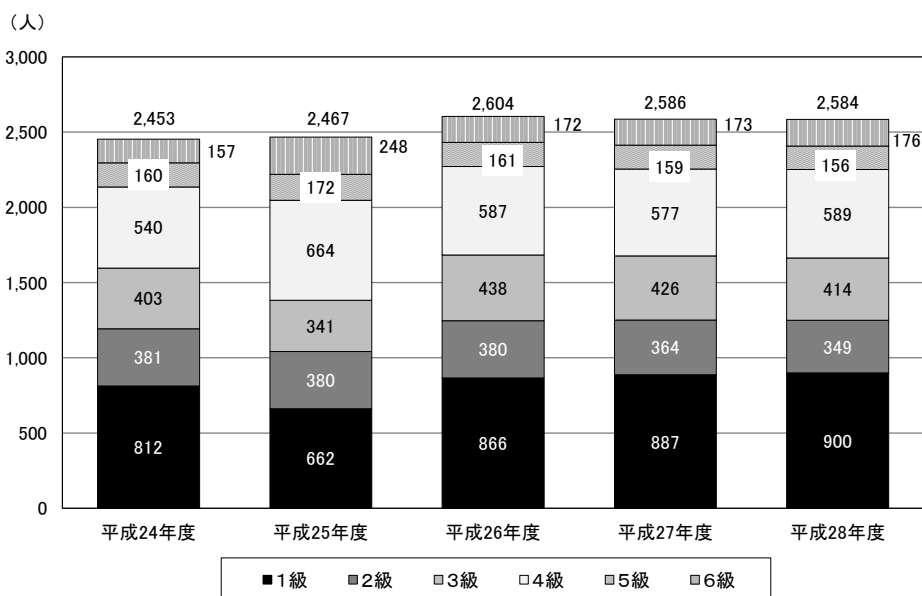
平成28年度の身体障害者手帳保持者数は2,584名（総人口の3.3%）です。過去の推移をみると平成26年度までは増加傾向でしたが、その後減少し、平成27年度、平成28年度はほぼ同水準となっています。

■身体障害者手帳保持者の推移（障がい種類別）



資料：社会福祉課資料

■身体障害者手帳保持者の推移（障がい程度別）

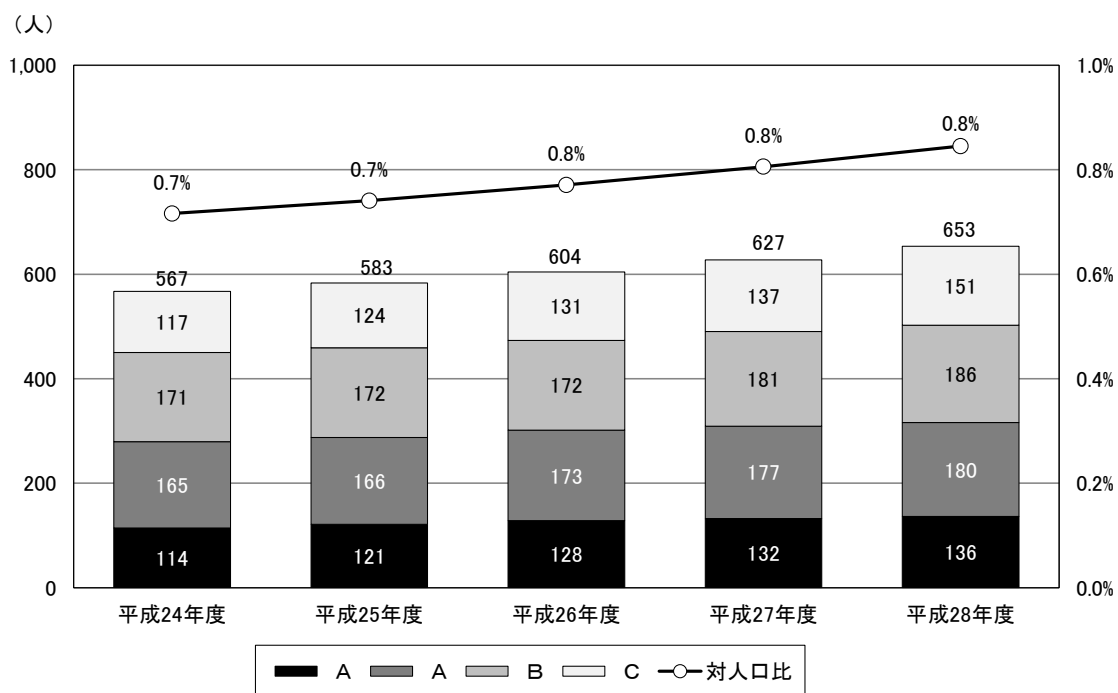


資料：社会福祉課資料

第3節 療育手帳保持者の現状と推計

平成28年度の療育手帳保持者数は、653名（総人口の0.8%）です。過去の推移をみると年々微増の傾向がみられ、平成24年度に比べ平成28年度では86名増加しています。

■療育手帳保持者の推移（障がい程度別）

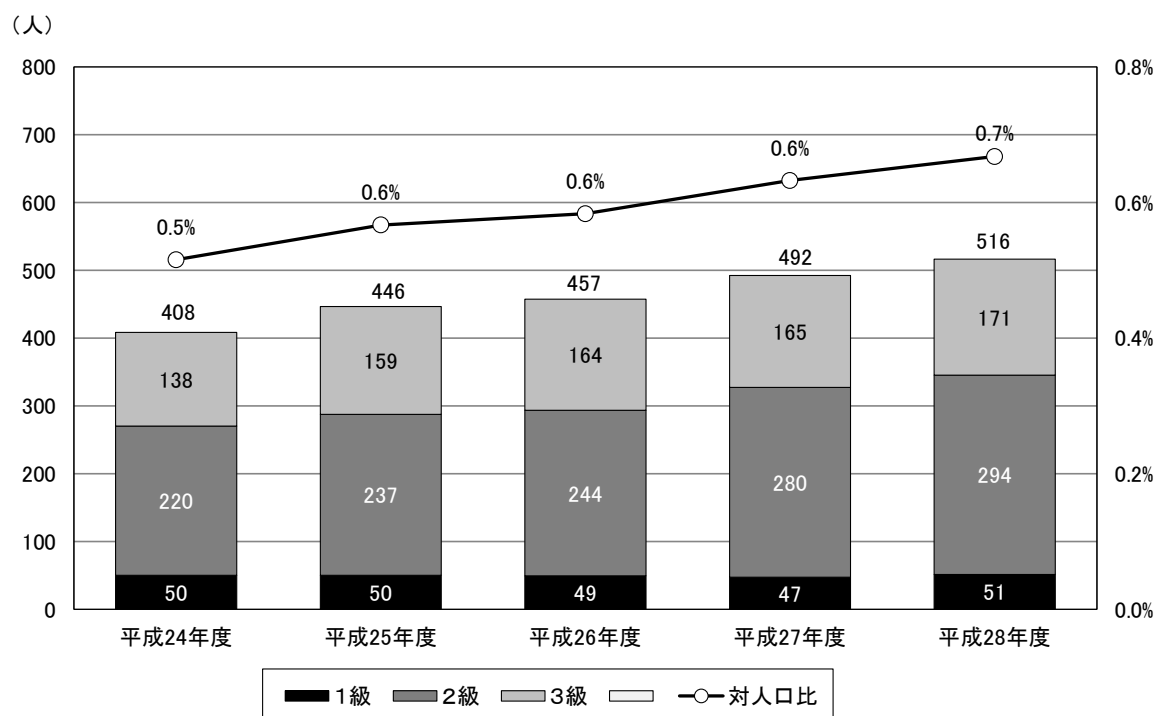


資料：社会福祉課資料

第4節 精神障害者保健福祉手帳保持者の現状と推計

平成28年度の精神障害者保健福祉手帳保持者数は、516名（総人口の0.7%）です。過去の推移をみると増加傾向がみられるため、平成24年度に比べ平成28年度では108名の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳保持者の推移（障がい程度別）



第5節 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

平成30年度を初年度とする「第3期障害者計画」及び、「第5期障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」の策定にあたり、障がいのある人の生活状況や意見・要望等を把握し、計画の見直しをするための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査方法

市内にお住まいで、障害者手帳等をお持ちの方を無作為に800人抽出し、アンケート調査票を郵送配布、無記名にて郵送回収しました。

(3) 実施時期

平成29年1月25日～2月8日

(4) 回収状況

配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回収率
800	386	48.3%	386	48.3%

第6節 関係機関等ヒアリング結果

(1) 調査の目的

平成30年度を初年度とする「第3期障害者計画」および、「第5期障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」の策定にあたり、関係機関の意見・要望等を把握し、計画の見直しをするための基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査方法

障がい関係機関にヒアリングシートを先に配布し、そのシートをもとにヒアリングを行いました。なお、ヒアリングに参加できない関係機関は、ヒアリングシートを提出していただきました。

(3) 実施時期

平成29年7月21日（金）午前10時より（各団体30分程度）

第3章 計画の円滑な推進にあたって

第1節 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

本計画を円滑に、また確実に推進していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強め、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人への理解と人権・福祉意識の向上に努めつつ、各自の職務を遂行することができるよう障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 障害者地域自立支援協議会の円滑な運営

障がいのある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

「笠間市障害者地域自立支援協議会」を中心に、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援、発達支援などの様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

○障害者地域自立支援協議会の機能

障害者地域自立支援協議会には大きく分けて6つの機能があると考えられます。この機能をよく理解し、その活動をより良いものとするために共通の目標を常にもち、対立構造をつくらず協働意識を育み、地域の支援レベルを一つひとつステップアップしていくことが重要となります。

サービス名	サービス内容
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質の向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業の評価 ・ 市の相談事業支援事業の強化および県の相談支援体制整備事業の活用

○相談から支援までの流れ

- 1 福祉関係サービスに関する窓口での相談や施設入所者や施設職員からの相談を受け、事務局がケース内容等を集約します。
- 2 事務局は相談内容をもとに記録票を作成します。
- 3 解決に必要とされる社会資源と支援の方向性を定めるための適切な情報をもち合わせている関係者を招集し検討会を開催します。
- 4 基本的には本人や家族に参加してもらい、本人のニーズや願いを聞き取りながら支援体制・計画を作成していきます。
- 5 会議の結果をもとに、本人と相談しながら福祉サービスの申請やその他必要な支援を行っていきます。

第2節 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく、広く住民にも期待される役割があり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て設置している障害者地域自立支援協議会を活用し、多様な意見・提言に基づき、市の障害福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

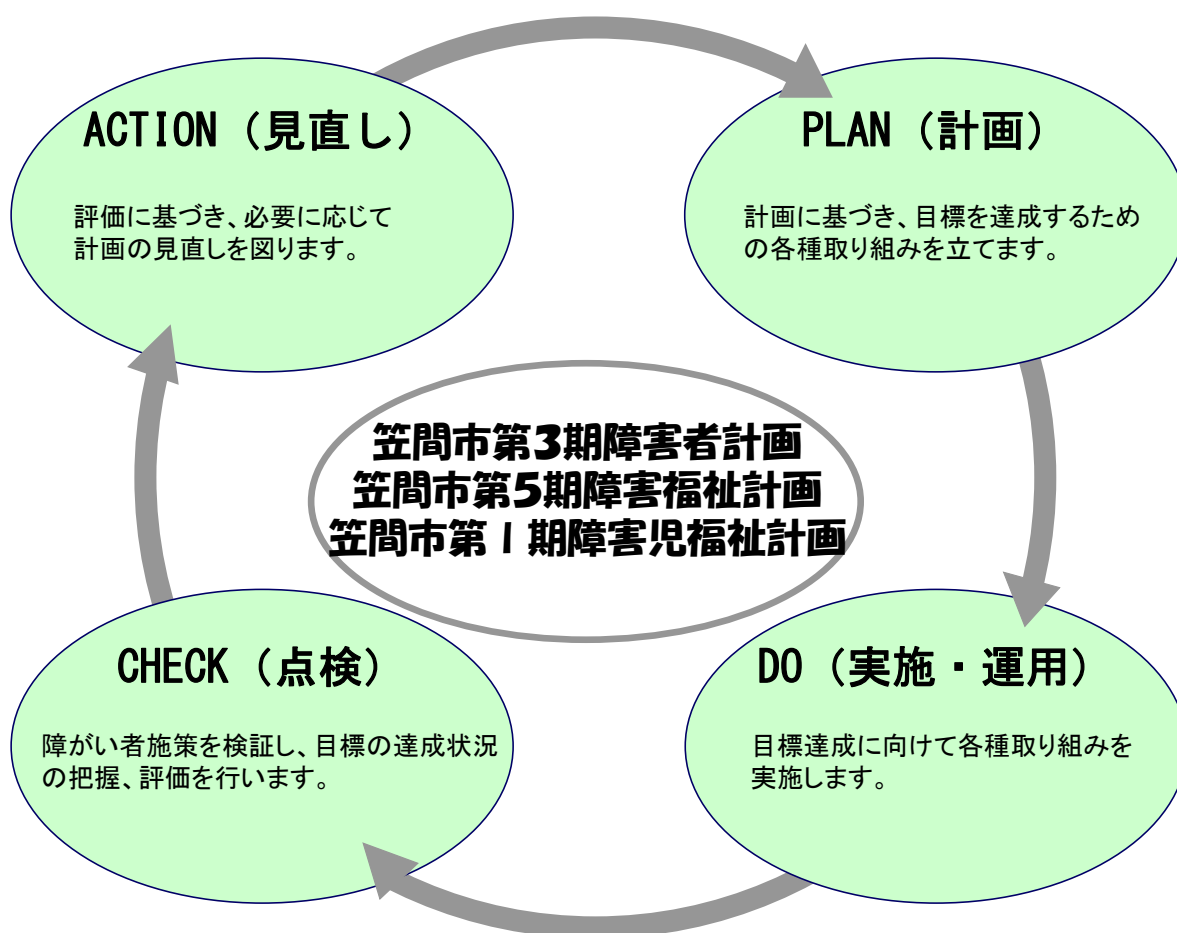
第3節 サービスの質の確保

障害福祉サービスなど、多くのサービスは民間の事業者が提供するようになりました。行政の役割は、サービスの量の確保だけでなく、サービスの質の確保も重要となってきています。サービス利用者が主体的にサービス提供事業所を選択できるよう様々な手段での情報の提供に努めるとともに、市が実施主体となる地域生活支援事業については、良質なサービスが提供されるようサービス提供事業者の指導・監督に努めていきます。

第4節 計画の達成状況の点検・評価

本計画の着実な推進を図るために、障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、PDCAサイクルに基づき社会福祉課を中心とする関係機関における協議や調整および障害者計画策定委員会、地域自立支援協議会等を通じて点検・評価を行います。

大幅な方向転換が必要と考えられる場合には、実情に則した計画に見直しを行います。



笠間市第 3 期障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障害者基本法では、障がいのある人は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者」と定義されています。また、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念」が明記されています。

本計画は、この基本理念や障がいのある人への定義を強く認識し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が個人として尊重される地域社会づくりをめざし策定する必要があります。

また、病気や障がいによって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を構築していく必要があります。

そこで、今後の本市における障害者福祉行政の在り方および障がいのある人が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して暮らせるまちを目指すため、障害者基本法に示された理念を踏まえ、基本理念を第2期計画から踏襲し、『支えあい自分らしく暮らせるまちづくり』とします。

【基本理念】

支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり

第2節 基本的な視点

計画の基本理念を実現するために、次のような基本的な視点に立ち、施策の充実を図ります。

基本的視点1：ノーマライゼーションとところのバリアフリーの実現

障がいのある人もない人もともに生活し、ともに活動できるノーマライゼーションの理念を市民が正しく理解し、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除き、互いに理解を深める交流を促進します。

基本的視点2：安らぎがあり、豊かな生活の実現

住み慣れた地域で心と身体の健康を保つための機会が充実し、お互いに支え合って幸せを分かち合い、そして、安らぎがあり、豊かな生活を送ることができるようにします。

また、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていく権利擁護を充実します。

基本的視点3：自分らしさを追求し成長するプロセスの尊重

障がいのある人が主体となり、いつでも安心して相談できる場があり、市民、事業者、行政による多様な福祉サービスを必要な時に利用できるようにします。

基本的視点4：豊かなコミュニケーションのあふれる福祉のまちづくり

みんなが利用しやすい施設の整備により、不便を感じることなく外出や活動をすることができ、また、災害などの緊急時にも支援体制が整い、安心して生活のできる福祉のまちづくりを目指します。

第3節 基本目標

1 理解と参加による福祉の推進

各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場でともに活動しながら互いに理解を深める交流の促進を行います。

2 継続的な保健・医療サービスの提供

障がいの発生予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がいなどの早期発見、継続的な支援を行います。

3 地域での自立生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために、適切な福祉サービスを展開し、住民レベルでの日常的な交流が行えるよう、積極的な支援を図っていきます。

4 雇用と就労支援の充実

障がいの特性に応じた適切な就労の場や機会を提供し、関係機関とより一層の連携を図ります。また、一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がいのある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。

5 とともに学びともに育つ地域づくり

障がいの特性に応じた教育の場や機会を提供し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、保健・医療・福祉・教育等の分野でより一層の連携を図り、適切な教育を進めていきます。

6 安心と安全のまちづくり

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

7 権利擁護の充実

障がいのある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修等も行い、成年後見制度等の利用を促進していきます。

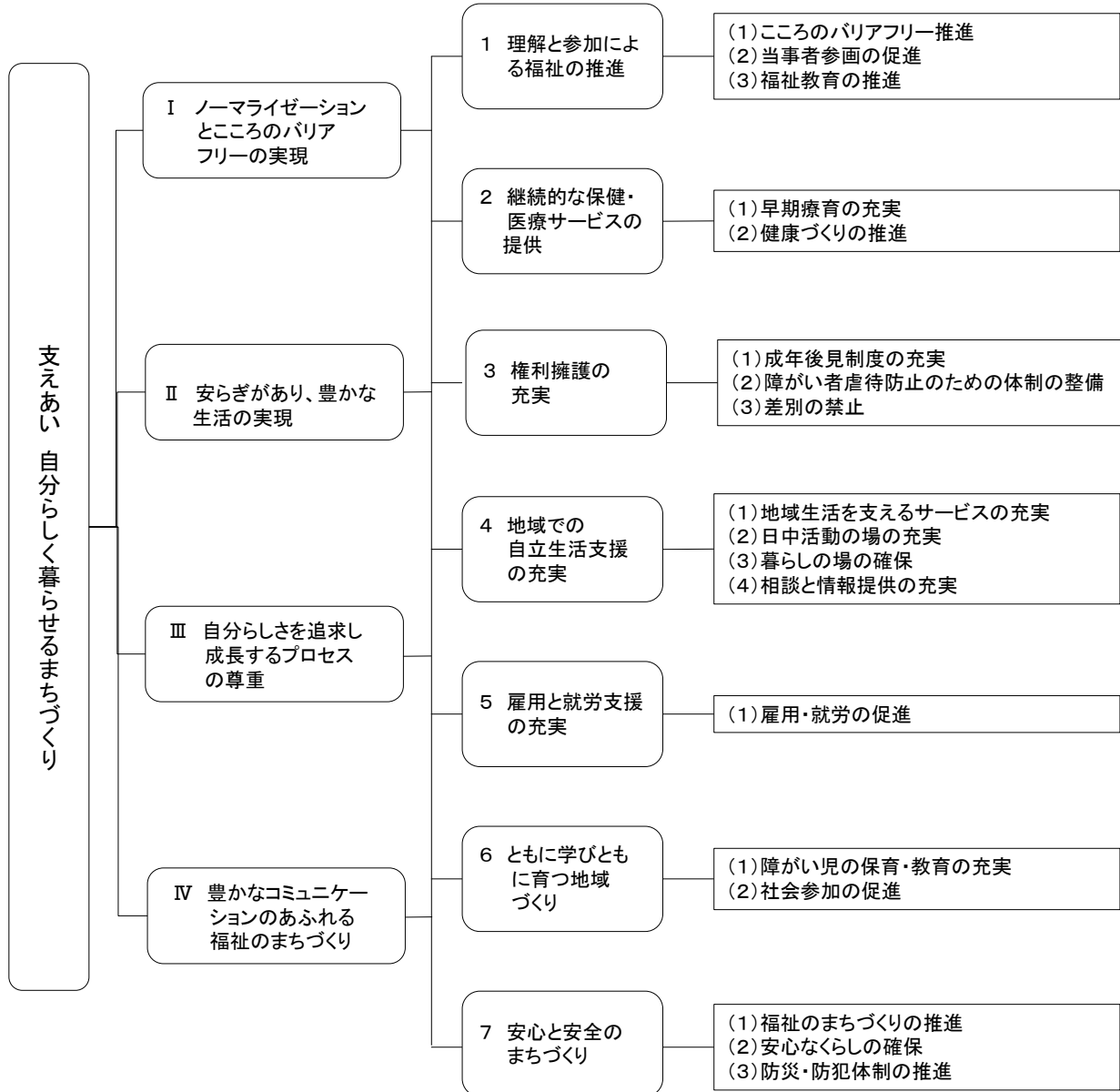
第4節 施策の体系

基本理念

基本的な視点

基本目標

主要課題



第2章 施策の展開

第1節 理解と参加による福祉の推進

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、心ない視線や言葉などにより、人間としての尊厳を傷つけられている障がいのある人も多く、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

平成29年1月に実施した「笠間市障がい者福祉に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）では、「共生社会を実現するために必要なこと」として、「近隣住民の理解と協力」という回答が最も多くなっています。

障がいのある人に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障害者施策の重要な柱であり、障がいのある人や特別支援教育への理解、障害者雇用の促進を図るため、「広報かさま」などの広報媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行います。

また、高齢者や障がいのある人に対する理解と認識を促進するため、高齢者との交流の機会を充実したり、障がいのある人に対する理解、社会的支援や介助、福祉問題等の課題に対する理解を深めさせたりする教育を推進しています。

さらに、地域社会におけるノーマライゼーションの理念に基づくインクルーシブ教育^{*}の推進や、人権教育や福祉教育における障害者理解の促進を図ります。

【主要課題】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) こころのバリアフリー推進(2) 当事者参画の促進(3) 福祉教育の推進 |
|---|

※インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶ仕組みのことです。

(1) こころのバリアフリー推進

すべての市民の障がいや障がいのある人への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指すとともに、「心のバリアフリー」を推進します。

①広報・啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
広報・啓発活動の充実	障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障がいのある人に関するマークの紹介、権利擁護に関する講演会の開催などの啓発を図ります。	社会福祉課
研修等の充実	すべての人が障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくるため、職員や民生委員、障害福祉サービス事業者等を対象とした、障害者差別解消法や障害者虐待防止法などの権利擁護に関する研修会を実施します。	社会福祉課

②地域福祉とボランティアの推進

事業名	事業内容	担当課
地域包括ケアの推進	“茨城型地域ケアシステム”を組み込んだ「地域包括ケアシステム」を目指し、ネットワーク代表者会議の活用、地域課題検討会・地域包括ケア会議の充実、関係機関との連携の強化を図り、障がいや難病のある方だけではなく、高齢者、児童、ひとり親家庭、ひきこもりに悩む方など、それぞれの制度での支援を基本に、多職種との連携により支援していく体制づくりを進めていきます。	社会福祉課 高齢福祉課
地域での受け入れ体制づくり	障がいのある人が住みなれた地域で安心して生活していくために、民生委員・児童委員、ボランティア団体、行政区、自治会および障害者団体など、身近な人々の協力を得て活動の場や地域社会づくりを推進します。地域でのコミュニティーサロンの活動を活発化させ、障がいのある人の居場所づくりを進めるとともに、支援が必要な方への生活支援体制の整備を進めます。	社会福祉課 高齢福祉課

事業名	事業内容	担当課
ボランティアの育成・支援	若年層および定年退職者がボランティア活動に興味・関心を持つ契機となる各種講座の開催や、あらゆる世代へのボランティア・市民活動に対する意識啓発を行い、多様なニーズに対応できるボランティアの育成・強化を図り、地域での支援活動を更に推進します。	社会福祉協議会

(2) 当事者参画の促進

市では、これまで「障がい者のふれあい事業」を実施するなど、障がいのある人の活動の機会づくりを行ってきました。今後も、引き続き障がいのある人が行っている活動を支援するとともに、社会参加に向けた機会づくりを進めてまいります。

①当事者参画の促進

事業名	事業内容	担当課
障がい者の明るい暮らし支援事業	障がいのある人が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）や社会復帰に対する活動を支援します。	社会福祉課
障がい者団体等の活動への支援	障がい者団体の活動を活性化するため、参加者同士の交流会や行政機関による事業や保健・医療などの情報を積極的に提供し、グループの活動を支援します。	社会福祉課
団体間のネットワークづくり	地域包括ケアシステムネットワークの充実により障がい者団体の連携を強化し、問題意識の共有や解決が困難な事態への異なる視点からのアプローチを図ります。	社会福祉課
社会参加に向けた機会づくり	障がいのある人の社会参加を促すため、市や県の各事業を障害者団体を通じて積極的に提供し、活動の場や参加の機会を支援します。	社会福祉課

(3) 福祉教育の推進

子どもの頃から、障がいや障がいのある人に対しての支援や理解、認識を深めていけるように学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、教育の場での福祉学習の機会を充実させます。

①福祉教育の推進

事業名	事業内容	担当課
福祉教育・ボランティア学習の推進	心の触れ合いの場の充実として、市内の特別支援学校と連携を図り、障がいを有する方との交流および共同学習や、地域の高齢者との触れ合いや交流活動を推進します。	学務課

②生涯学習を通じた学習機会の充実

第2節 継続的な保健・医療サービスの提供

【現状と課題】

身体発育や精神発達の遅れがある乳幼児を早期に発見し、早期診断や適切な治療・療育へ結びつけることで障がいの軽減を図ることが重要であることから、乳幼児健康診査を実施しています。

アンケート調査の「現在、医療を受けているか」では、67.9%の人が「受けている」と回答しています。

今後は、療育体制の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

また、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障がいの原因となりやすく、疾病の早期発見・早期治療による障がいの軽減および自立の促進、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。

今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、障がいの原因となりやすい生活習慣病の予防や、健康づくりの推進を図り、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を図り、障がいのある人が安心して生活していけるように努めます。

【主要課題】

- | |
|-----------------------------|
| (1) 早期療育の充実
(2) 健康づくりの推進 |
|-----------------------------|

(1) 早期療育の充実

各種健（検）診および健（検）診後の指導を充実し、障がいの要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

①療育体制の充実

事業名	事業内容	担当課
障がい児親子通園事業	情緒・言語・心身の発達などに支援が必要な児童と、その保護者が一緒に親子教室に通園し、専門的な知識を有する指導員から生活訓練や機能訓練などの指導や相談、助言を行い、児童の発達と親子の触れ合いを支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
障がいの原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進	障がいの原因となる疾病の早期発見・治療を推進していくため、乳幼児健診から継続した切れ目のない支援体制をつくります。また、乳幼児の事故予防について、健診や訪問等で継続した周知をします。	健康増進課
各種母子保健事業	疾病や障がいの早期発見・治療や療育につなげていくため、乳幼児健診や発達相談等の充実を図ります。また、発育・発達面の心配や育児への不安の軽減等が図れるよう、個々に合わせた細やかな対応を継続します。	健康増進課

(2) 健康づくりの推進

障がいの原因となる疾病を予防するとともに、障がいのある人の健康管理のため、健康教育、健康相談などの充実に努めます。また、「こころの健康づくり」に取り組み、精神保健に関する情報提供などに努めます。

① 心と体の健康づくりの推進

事業名	事業内容	担当課
心の相談室	年 12 回、市内の地区を巡回し、こころの悩みやひきこもりの問題について、本人やその家族の方を対象に、精神保健福祉士・保健師等が保護者の相談に応じ、必要な助言・指導をします。	健康増進課
心の健康講座	年 1 回、精神保健に対して正しい知識の普及を図り、こころの病気に対する理解や関わり方を学ぶための講座を開催します。	健康増進課

② 医療・リハビリテーションの充実

事業名	事業内容	担当課
精神デイサービス	年 24 回、在宅のこころの病を持つ方を対象に作業療法士や保健師等によるグループ活動を実施し、社会適応の相談や充実した生活を送るための支援をします。	健康増進課
救急医療体制の充実	市立病院や県立中央病院、医師会、薬剤師会等の地域資源が連携を強化することにより、必要な時に適切な医療が受けられる救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課

第3節 地域での自立生活支援の充実

障がいのある人が、在宅においてその人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

アンケート調査の「笠間市の障がい福祉サービスの利用」では、障がい福祉サービスを利用したことがある人は25.4%に留まっており、利用していない人の多くは、「サービスを利用しなくても生活できる」、「家族等が世話をしてくれる」という回答が多くなっています。

市では、指定障がい福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。指定障がい福祉サービスは全国同一内容のサービスですが、地域生活支援事業は、利用料等の具体的な内容を市町村が主体的に決定できるサービスであり、本市の障害者施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを推進します。

また、障がいのある人の自己決定を尊重し、地域で生活する障がいのある人を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。

ライフステージに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、ニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用や福祉施策へ反映させるためには欠くことができません。日々の相談業務などから障がいのある人のニーズを的確に把握し、様々な障がい種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【主要課題】

- (1) 地域生活を支えるサービスの充実
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 暮らしの場の確保
- (4) 相談と情報提供の充実

(1) 地域生活を支えるサービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、介護にあたる家族等の負担を軽減するとともに、障がいのある人、一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの質、量の充実を図る必要があります。今後においても、これらの点や制度改正を踏まえつつ、地域で生活するための住居の確保やいつも安心して相談できる場の提供と、必要な時に適切な質や量の福祉サービスが受けられるよう対応していきます。

①在宅福祉サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
居宅介護〔障害福祉サービス〕	ヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。年々増える需要に対して、障がいのある人の在宅での生活を支えるための支援に取り組んでいきます。	社会福祉課
重度訪問介護〔障害福祉サービス〕	重度の肢体不自由または重度の知的障がい、もしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。	社会福祉課
行動援護〔障害福祉サービス〕	行動に著しい困難のある知的障がいや精神障がいのある人が、行動の際に生じる危険を回避するため、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、必要な援助を行います。	社会福祉課
重度障害者等包括支援〔障害福祉サービス〕	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。	社会福祉課
コミュニケーション支援事業〔地域生活支援事業〕	聴覚、言語機能、音声機能、視覚の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者、要約筆記者を派遣し音声訳等による支援事業等を行い、社会生活におけるコミュニケーションを確保することで、自立と社会参加を促進します。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
手話奉仕員養成研修事業（地域生活支援事業）	聴覚障がいのある人等との交流活動の支援として求められる、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。	社会福祉課
点字・声の広報等発行事業〔地域生活支援事業〕	文字による情報取得に相当の制限を受ける視覚障がいのある人および文盲者の自立や社会参加、福祉の向上を図るため、広報誌を音読してカセットテープに録音し、声による「広報かさま」および「広報かさまお知らせ版」を提供しています。	社会福祉課
日常生活用具給付等事業〔地域生活支援事業〕	重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の困難を改善し障がいのある人の自立を支援します。	社会福祉課
重度身体障害者訪問入浴サービス事業〔地域生活支援事業〕	家庭での入浴が困難な重度の身体障がいのある方の自宅に訪問し、移動入浴車での入浴サービスを提供します。	社会福祉課
身体障害者更生訓練費支給事業〔地域生活支援事業〕	身体障害者更生、授産施設に入所している方に訓練費（リハビリ）を支援し、地域生活への移行促進を図ります。	社会福祉課
自動車運転免許取得・改造助成事業〔地域生活支援事業〕	身体障がいのある人の日常生活や社会活動範囲を広げ自立更生を促進するため、自動車の運転免許取得費用を助成します。また、障がいのため自動車の改造が必要な身体障がい者に対し、就労・通学・通院のために自分で自動車を運転する方へ改造の費用を助成します。	社会福祉課
成年後見制度利用者支援事業	成年後見人制度とは、判断能力が不十分な状態（認知症や知的障がい、精神的な障がい等）にある方の日常生活を法的に保護する制度です。適切な制度利用のため、相談や市長申し立て等の支援を進めています。今後も制度の普及や啓発などの利用促進を進めるとともに、定住自立圏による広域での法人後見支援・市民後見の育成などを推進します。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
障がい者社会参加促進事業〔地域生活支援事業〕	障がいのある人にレクリエーション・芸術文化活動等の機会を提供し、交流や余暇の充実を図り社会への参加を促進します。	社会福祉課
地域活動支援センター機能強化事業〔地域生活支援事業〕	障がいのある人が通所して創作活動又は生産活動を行い、社会との交流の促進を図る事業を行い、福祉的就労や生きがい活動の場を提供します。	社会福祉課
補装具の交付、修理	国の基準に基づき、身体に障がいのある人に補装具の交付・修理費の助成を行うことで自立への支援を推進します。	社会福祉課
重度障害者住宅リフォーム助成事業	在宅の重度障がいのある人等に対して、必要とする住宅整備に要する費用の一部を助成することにより、活動範囲の拡大又は介護者の負担軽減を図り、安心した地域生活の支援を推進します。	社会福祉課

②経済的支援の推進

事業名	事業内容	担当課
心身障害者扶養共済事業	障がいのある人を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいになった時に、障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度であり、今後も制度の周知を進めていきます。	社会福祉課
特別障害者手当等給付事業	精神や身体に重度の障がいを持ち、常時特別な介護を必要とする状態にある20歳以上の障がいのある人に特別障害者手当を給付します。20歳未満の障がい児には障害児福祉手当を給付します。	社会福祉課
難病患者見舞金支給事業	保健所から指定難病特定医療費受給者証を交付されている方に見舞金を支給し、心身の安定と福祉の増進を図ります。	社会福祉課
自立支援医療（更生・育成・精神医療）給付事業	自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。医療を受けることにより、障がいの程度が軽減されるか、心身の機能が維持される場合、その医療費を負担します。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
在宅心身障害児福祉手当	在宅の20歳未満の障がい児の養育者に対して、手当を支給しこれら児童の介護に当たる養育者とその家族の心身の安定と福祉の増進を図ります。	社会福祉課
NHK放送受信料免除又は半額免除申請証明	障がいのある人がいる非課税世帯や重度の障がい者世帯に対し、NHK放送受信料全額免除又は半額免除制度に必要な証明手続等を行います。	社会福祉課
特別支援教育就学奨励費補助	学用品費や学校給食費など学校生活に必要な費用の援助を行います。	学務課

(2) 日中活動の場の充実

介護者の高齢化や、病院等からの移行等により、サービスの利用の需要が高まり、日中活動の場の充実が求められています。各障害福祉サービスや地域生活支援事業を適宜組み合わせ、障がいのある人の社会生活および日中活動の場の充実を図ります。

①活動の場の充実

事業名	事業内容	担当課
生活介護〔障害福祉サービス〕	主に日中、障害者支援施設などで常に介護を必要とする方に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。	社会福祉課
療養介護〔障害福祉サービス〕	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。	社会福祉課
児童発達支援〔障害児通所給付〕	障がいのある児童を施設に通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行います。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
放課後等デイサービス〔障害児通所給付〕	障がいのある就学児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	社会福祉課
短期入所（ショートステイ）〔障害福祉サービス〕	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。	社会福祉課
自立訓練（機能訓練）〔障害福祉サービス〕	身体障がいのある人または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。	社会福祉課
自立訓練（生活訓練）〔障害福祉サービス〕	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。	社会福祉課
日中一時支援事業〔地域生活支援事業〕	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援および障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として支援を行います。	社会福祉課

②移動支援の充実

事業名	事業内容	担当課
移動支援事業〔地域生活支援事業〕	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。	社会福祉課
同行援護サービス事業〔障害福祉サービス〕	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が、通院・通勤・通学を除く外出をする際、ご本人に同行し移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。	社会福祉課
重度心身障害者福祉タクシー利用助成金	重度の障がいのある人へ通院通所のためのタクシー券を交付し、1回につき600円を助成します。(年間で48枚綴り1冊。)	社会福祉課
福祉有償運送事業	公共交通機関で移動が困難な障がいのある人や介護者の輸送のために、福祉有償運送運営協議会で、必要性や利便性を検討します。また、事業所が道路運送法第79条の登録を得るための書類審査等も行います。今後も法令等の改正に伴い、地域のニーズに合った移動支援の検討を行っていきます。	社会福祉課
障がい者等有料道路割引制度	障がいのある人が自ら運転する自動車や介護者の自動車を対象とした有料道路通行料金の割引制度の申請手続を行います。	社会福祉課
自動車税・取得税減免申請にかかる証明等手続き	障がいのある人又は介護者が通院通学または生業のために運転する自動車に対する自動車税・取得税減免制度申請に必要な証明等手続を行います。	社会福祉課
笠間市いばらき身障者等用駐車場利用証制度	障がいのある人等を含む全ての人が等しく社会参加できるよう、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、障がい者用の駐車施設の利用対象者であることを示す「いばらき身障者等用駐車場利用証」を交付します。	社会福祉課

(3) 暮らしの場の確保

介護者の高齢化や、病院等からの地域移行により、グループホームや施設入所支援の需要が高くなっているため、必要なサービス見込み量の確保について調整を行い、個々の利用者に応じた適切なサービスの充実に努めます。

①居住の場の確保

事業名	事業内容	担当課
自立生活援助〔障害福祉サービス〕	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人について、一定の期間にわたり定期的な訪問や随時の対応を行い自立生活を支援します。	社会福祉課
グループホーム（共同生活援助）〔障害福祉サービス〕	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。障がいのある人の孤立の防止や、生活不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などを目的としています。	社会福祉課
福祉ホーム（地域生活支援事業）	身体に障がいのある人で家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な方の居住の場の確保のため、福祉ホーム事業者への補助により、事業運営の推進を図ります。	社会福祉課

②施設入所への支援

事業名	事業内容	担当課
施設入所支援〔障害福祉サービス〕	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。	社会福祉課
施設の確保	障がいのある人の様々なニーズに的確に応えていくため、地域における社会資源としての機能の強化を図るなど、民間活力を視野に入れた障害者施設の整備に努めます。	社会福祉課

(4) 相談と情報提供の充実

障がいのある人や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

①相談支援と情報提供の充実

事業名	事業内容	担当課
相談支援事業（地域生活支援事業）	障がいのある人からの相談に応じて、必要な情報の提供や、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。	社会福祉課
計画相談支援〔障害福祉サービス〕	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、および「サービス等利用計画」の作成を行います。また、支給決定されたサービスの利用状況等をモニタリングし、サービス事業者との連絡調整等を行います。	社会福祉課
地域移行支援〔障害福祉サービス〕	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するための重点的な支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。	社会福祉課
地域定着支援〔障害福祉サービス〕	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。	社会福祉課
障害者相談員	障がい者福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、障がいのある人またはその家族からのいろいろな相談に応じ、笠間市基幹相談支援センターや相談支援事業所等と連絡をとりながら、必要な指導を行っていきます。	社会福祉課
各相談窓口の充実	相談窓口において、障がいの特性に応じた筆談・読み上げ等合理的な配慮に心掛け、職員の資質向上に努めます。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当課
相談機関のネットワークの強化	<p>障害者地域自立支援協議会を通じて、保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス提供事業者やNPO等との相談支援のネットワーク化を図り、専門的な支援体制を強化します。今後も障がい関係事業所だけではなく、医療機関や介護関係事業所との連携を強化します。</p>	社会福祉課

第4節 雇用と就労支援の充実

障がいのある人の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障がい者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。

アンケート調査の「現在の就労状況」では、働いている人は21.5%、職業訓練・就職活動中の人は3.1%となっています。また、働いていない人のうち、約2割の人は「働きたい」というニーズを持っています。

障がいのある人を受け入れる事業所や能力に合った職が少ないため、障がいのある人が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進します。

障がいのある人の就労を促進するためには、受入企業の理解・協力が重要であることから、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障がいのある人が就労可能な職種の開発や相談の充実を図るため、関係機関との連携が重要です。

また、一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保することにより、一般就労に向けた活動を支援します。

【主要課題】

(1) 雇用・就労の促進

(1) 雇用・就労の促進

一般企業等への就労の確保と継続に向け、法定雇用率制度など国・県の雇用促進施策や、近隣市町村との連携・協調を図りながら、受け入れ企業の理解・協力、職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、企業等に対する障がい者雇用についての啓発、職業訓練の機会拡大や就職相談など、就労支援体制の整備に努めます。

①就労支援機能の整備充実

事業名	事業内容	担当課
雇用・就労相談の充実	水戸公共職業安定所と連携して、障がいのある人の雇用の促進に努め、職場環境や労働条件の向上等について相談できる体制づくりを進めます。	社会福祉課 水戸公共職業安定所
「就労支援ネットワーク（笠間地区障害者雇用連絡会議）」の促進	障がいのある人の安定した職業生活・社会生活の維持を目的として「就労支援ネットワーク（笠間地区障害者雇用連絡会議）」を通じ、就職に関する情報等の就労支援を促進します。	水戸公共職業安定所 （笠間地区障害者雇用連絡会議）

②雇用の場の拡大

事業名	事業内容	担当課
事業主への雇用の啓発	市内の事業主に対して、公共職業安定所等の雇用関係機関と連携し、障がい者雇用に関わる各種制度の活用や雇用事例の紹介などを行い、雇用促進を働きかけていきます。	社会福祉課
市職員への雇用の促進	障がいのある人の市職員への採用については、これまで同様に法で定められた雇用率を達成しつつ、その能力と適性をもとにした積極的な雇用に努めます。	秘書課

③就労支援事業の充実

事業名	事業内容	担当課
就労継続支援（A型・B型）〔障害福祉サービス〕	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	社会福祉課
就労移行支援〔障害福祉サービス〕	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。このサービスは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。	社会福祉課
就労定着支援〔障害福祉サービス〕	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行していく中で就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。	社会福祉課

④福祉的就労の場の確保

事業名	事業内容	担当課
就労に関する情報提供等	福祉的就労に関する情報や技術習得機会の提供を行います。	社会福祉課
授産製品の販路拡大	就労継続支援事業所等で生産された製品の紹介、PRへの協力など活動を支援するとともに、製品の販売拠点の運営等を支援します。	社会福祉課
障がい者優先調達	障害者就労支援施設等からの物品優先調達方針に基づき物品等の優先購入を行います。	社会福祉課

第5節 ともに学びともに育つ地域づくり

成長発達期にある乳幼児は、障がいをもっていても、早期に発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

アンケート調査では、「笠間市の障がい者福祉施策に期待すること」として、「学校等の教育機関における受入れの拡大」という回答も約1割となっています。

乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談体制の充実に努めます。

また、保育所の障がい児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっています。各関係機関において、心身障がい児の保護者が早期から教育相談や指導を受けられるよう支援体制の充実を図ります。

小学校以上の児童に対しては、障がいの種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実を図るとともに、通常の学級では、学習効果が表れにくい子どもに対して、個々に応じた個別的・集団的な教育が実施できるよう各関係機関と連携します。

また、障がいのある人がその興味と適性に応じて様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活していくための施策の充実を図ります。

【主要課題】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 障がい児の保育・教育の充実(2) 社会参加の促進 |
|---|

(1) 障がい児の保育・教育の充実

障がいのある幼児の、個々の障がいに応じた適切な教育・療育のために、福祉と連携した支援や相談体制の充実を図ります。

また、保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携による切れ目のない一貫した支援や交流保育・交流教育による子ども同士のふれあいのなかで、ともに健やかに成長できる環境づくりを進めます。

①保育・教育支援の充実

事業名	事業内容	担当課
障害児通園施設運営事業	障がい児通園の処遇改善を目的に、障害児通園施設の運営補助事業の推進を図ります。	社会福祉課

②特別支援教育の推進

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育事業の実施	各保育施設の健常児との統合保育で、個々の障がい乳幼児の状況や発達の特徴に応じて、障がい児の生活や経験を充実させ、成長・発達を可能な限り高めるための事業を実施します。また、スムーズに就学できるよう、家庭児童相談員や保健師、教育委員会指導室等と連携をさらに強化します。	子ども福祉課
ことばとこころの教室	幼児の在籍している保育所（園）・幼稚園・こども園や保護者・関係機関と連携を図りながら、一人ひとりに応じた指導を行います。	子ども福祉課
特別支援学級の充実	市特別支援教育専門指導員を配置し、市内全小中・義務教育学校の特別支援学級に巡回訪問を行い、多面的な実態把握に基づく個別の指導計画の充実を図ります。	学務課
教育相談・進路指導の充実	幼児期からの一貫した教育的支援の充実を図るため、就学支援シートを作成し、個別の教育支援計画の充実を図り、円滑な接続に努めます。	学務課

③放課後対策等の充実

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成の充実	放課後児童クラブにおいて、「笠間市放課後児童クラブ障害児受入れ実施に関する要綱」に基づき、放課後を安全に過ごせる環境の整備と指導員の資質向上に取り組みます。	子ども福祉課
特別支援学校の放課後対策の充実	特別支援学校に通う児童の放課後や夏休み・冬休みなど長期休業中における保育について、「笠間市放課後児童クラブ障害児受入れ実施に関する要綱」に基づき、対応します。	子ども福祉課

④地域交流の促進

事業名	事業内容	担当課
地域での交流の推進	ふれあいスポーツの集いの開催により、障がい者と保育所児、こども園児がひとつの会場で競技をし、地域交流を促進します。	社会福祉課
福祉教育・交流教育の推進	合理的配慮を踏まえた居住地校交流および学校間交流の積極的な取組と障がい者スポーツを通した「心のバリアフリー」を推進します。	学務課

(2) 社会参加の促進

生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動等社会参加の促進は、障がいのある人にとって生活を豊かにするとともに、地域社会との交流や理解を深める良い機会となります。

また、2019年のいきいき茨城ゆめ国体の開催や、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等障がい者スポーツはますます注目されていることから、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への障がいのある人の参加を促進します。

①スポーツ・文化活動・社会活動の促進

事業名	事業内容	担当課
スポーツ大会事業	県のスポーツ大会や障がい者運動会などを通じ、障がいのある人の体力増強や交流、余暇活動の充実等を図ります。また、障がいのある人の団体活動にスポーツレクリエーションを取り入れるための支援を行います。	社会福祉課
障がい者参加の文化活動	ふれあい作品展やみんなの音楽祭を開催し能力や生きがいを高め、子どもも大人も障がいのある人も一緒に楽しみながら交流するための場を提供します。	社会福祉課

第6節 安心と安全のまちづくり

障がいのある人が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であると言えます。バリアフリーという表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、情報面やコミュニケーション手段などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

アンケート調査では、「外出しやすくするために、笠間市の施策に期待すること」として、「デマンドタクシーの充実」等の交通インフラとともに、「一緒に楽しむ仲間をつくる場所の設置」や「障がいのある人が使える施設を増やす」、「障がい者用駐車スペースの整備」、「障がい者用トイレの設置」という回答が多くなっています。

障がいのある人が社会参加するために、こうした総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進します。

また、障がいのある人が地域社会の中で安心して生活するためには、住宅の改善・整備が必要です。

住宅は日常生活の基盤を形成するものですが、障がいのある人を取りまく住宅事情はまだ十分とは言えません。特に、家庭内での行動が自由に行えるよう、住宅の整備などについて居住条件に併せたきめ細やかな配慮が必要です。

このため、障がいのある人に配慮された住宅についての相談を充実し、障がいの状況、介護の実態などに応じた住宅の建築・改造などに対して支援するため、住宅改善費の補助や住宅建築・改造の際の相談指導などを通して、住宅のバリアフリー化の促進に努めます。

さらに、災害時には、視覚や聴覚などの障がいのある人に対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めます。

【主要課題】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 福祉のまちづくりの推進(2) 安心なくらしの確保(3) 防災・防犯体制の推進 |
|--|

(1) 福祉のまちづくりの推進

すべての市民が社会参加や日常生活活動をしやすい環境を整備するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等を踏まえた道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を行い、福祉のまちづくりを推進します。

①バリアフリーの推進

事業名	事業内容	担当課
人にやさしいまちづくりの啓発	障がいのある人をはじめとして、すべての人にやさしいまちづくりを進めるために、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」や「身体障害者補助犬法」などを広く市民に啓発していきます。また、障がいのある人に対する社会的障壁を取り除くために、合理的な配慮の提供に努めます。	社会福祉課
バリアフリーのまちづくり	「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、障がいのある人を含む、ひとにやさしいまちづくりを目指し、住宅や生活環境、交通環境の整備を推進します。	都市計画課
公共施設・避難所のバリアフリー化	公共的施設の整備については、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等の基準に基づき整備していきます。また、施設のバリアフリー化については、施設の改修時において対応をしていきます。防災標識については、拠点避難所や一次集合場所の案内標識について設置して参りましたが、引き続き障がいのある人に配慮した防災基盤整備を進めていきます。	総務課 都市計画課
情報バリアフリーへの対応	障がいのある人が容易に情報発信、アクセスなどが出来るよう、配慮された情報通信機器などによる情報提供について検討します。	社会福祉課

(2) 安心なくらしの確保

障がいのある人が、住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障がいの内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住宅改造の助成やグループホームの整備を推進します。

①住環境の整備

事業名	事業内容	担当課
グループホーム (共同生活援助) 〔障害福祉サービス〕再掲	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。障がいのある人の孤立の防止や、生活不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などを目的としています。	社会福祉課
重度障害者住宅リフォーム助成事業 再掲	在宅の重度障がい者等に対して、必要とする住宅整備に要する費用の一部を助成することにより、活動範囲の拡大又は介護者の負担軽減を図り、安心した地域生活の支援を推進します。	社会福祉課

(3) 防災・防犯体制の推進

近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。また、ひとり暮らしや日中独居の障がいのある人などの防犯と安全確保のため、関係機関および地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりの検討を行います。

①防災・防犯体制の推進

事業名	事業内容	担当課
公共施設・避難所のバリアフリー化再掲	公共的施設の整備については、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等の基準に基づき整備していきます。また、施設のバリアフリー化については、施設の改修時において対応をしていきます。防災標識については、拠点避難所や一次集合場所の案内標識について設置して参りましたが、引き続き障がいのある人に配慮した防災基盤整備を進めていきます。	総務課 都市計画課
防災知識の普及・啓発	災害支援協定連絡会の開催や、市の総合防災訓練への参加を通じて、施設職員の災害に対する基礎的な知識や、災害時にとるべき行動等についての理解促進に努めていきます。また、今後も施設職員の防災時における対応能力を高めるため、連絡協議会の開催や、防災訓練での実践的な訓練を継続して行っていくます。	総務課 社会福祉課
緊急通報体制の充実	高齢者等が住み慣れた地域で安心かつ安全に暮らせるよう、緊急時の備えとして自宅に通報装置を設置して、生活を見守り支援するとともに、今後も見守り協定や徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業をはじめ、自助と互助の役割を重視した様々な地域資源の活用により、緊急通報体制の充実を図っていきます。	高齢福祉課 消防本部

事業名	事業内容	担当課
避難先の体制整備	<p>一般的な避難所での集団生活が困難な障がいのある人の避難先として、かさまこども園、いなだこども園を福祉避難所として指定しています。また、民生委員・児童委員、市民団体、ボランティア団体等の協力を得て、介護を要する障がいのある人の所在や状況の把握に努め、医師、ホームヘルパー、保健師等による、住宅、避難所等での巡回による介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施します。</p>	<p>総務課 社会福祉課 健康増進課</p>
防災訓練の実施	<p>災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要であり、関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施します。</p> <p>災害時の障がいのある人の安全を確保するため、障がいのある人の訓練への参加を積極的に推進します。特に、自主防災組織による障がいのある人の把握を前提とした避難等の訓練を行います。</p> <p>また、災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し従来の避難訓練等に加え防災訓練を実施するよう指導します。</p>	<p>総務課</p>
災害時のオストメイト対策の充実	<p>災害時に備えて、市役所で個人専用のストマ装具を保管し、緊急時の避難所等での対応ができるようにするなど、オストメイト対策の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>
要援護者の避難施設の確保	<p>災害時に要援護者が安全に避難できるように、市内の民間福祉施設と協定を結び、援護が必要な方の避難場所の確保を図ります。また、実際の災害時に迅速な対応ができるよう、施設との協力体制、避難時対応の手順化等の整備を進めます。</p>	<p>社会福祉課</p>

第7節 権利擁護の充実

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことになります。

アンケート調査では、「成年後見制度」の認知度は約半数となっています。また、「障がいがあることで嫌な思いをしたことがあるか」では、28.8%の人が「ある」としています。

「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障がいのある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されたことに伴って、障がいのある人に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があり、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障がい者虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。この法律に基づき、本市の職員が適切に対応するための必要な事項を定める「対応要領」を策定し、合理的配慮に努めています。

【主要課題】

- (1) 成年後見制度の充実
- (2) 障害者虐待防止のための体制の整備
- (3) 差別の禁止

(1) 成年後見制度の充実

障がいのある人への成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

①成年後見制度の充実

事業名	事業内容	担当課
成年後見制度の充実	認知症や精神障がいなどにより意思表示が困難な高齢者等の権利を擁護するために、成年後見制度があります。今後は、成年後見制度を利用する必要があると認められるか否かにかかわらず、経済的な理由などで制度を利用できない人を対象とした事業の普及と利用支援に取り組みます。	社会福祉課 高齢福祉課

②日常生活自立支援事業の充実

事業名	事業内容	担当課
日常生活自立支援事業の充実	契約能力がある場合については、福祉サービス利用に関する手続の援助や日常的な金銭管理や各種申請などを支援します。	社会福祉課 高齢福祉課

(2) 障害者虐待防止のための体制の整備

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されました。障がいのある人に対する虐待の予防および早期発見、早期支援推進のため、障がいのある人の虐待を防止するための体制づくりに努めます。

①虐待防止などの啓発の推進

事業名	事業内容	担当課
虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がいのある人に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。	社会福祉課

②虐待対応等への体制整備

事業名	事業内容	担当課
虐待等への的確な対応のための体制整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生児童委員などの関係団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。	社会福祉課

(3) 差別の禁止

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、市職員に対しては、「対応要領」に基づき研修を実施し、また住民に対しては、市のホームページ等にて差別解消の普及・啓発に取り組めます。

①差別の禁止の周知

事業名	事業内容	担当課
差別の禁止の周知	障がいのある人に対する差別の禁止等について、広報紙での啓発やホームページの活用による情報提供を強化するとともに、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。	社会福祉課

笠間市第5期障害福祉計画

第1章 計画の基本方針

第1節 障害福祉計画の趣旨

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第87条第1項の規定に基づき国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき作成するものです。

平成29年3月31日に通知された「基本指針」においては、その目的を「障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすること」としています。

なお、基本指針では、以下の4つを基本的理念としています。

【基本指針における基本的理念】

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取り組み

第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市は、障害者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

- ①必要な訪問系サービスを保障
 - ②希望する日中活動系サービスを保障
 - ③グループホームの確保を図り、施設入所から地域生活への移行を推進
 - ④必要な相談支援体制を確保し、地域生活移行や地域定着を支援
 - ⑤福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 障害福祉サービスの提供体制の確保
- ①訪問系サービス
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
 - ②日中活動系サービス
短期入所（福祉型、医療型）、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護
 - ③居住系サービス
自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援
 - ④相談支援
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- 地域生活支援事業の提供体制の確保
- ①必須事業
理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業
 - ②任意事業
日中一時支援事業、更生訓練費、自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造助成事業

第2章 地域生活と就労移行等の数値目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成32年度を目標年度として、次の5つの目標値を設定します。

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行

4つの目標値の設定にあたっては、国の指針および県の考え方を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業生、退院可能な精神障がい者、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点において、障がいのある人の福祉施設に入所している人は127人です。平成32年度までの数値目標については、平成28年度末の施設入所者数127人から12人(9.5%)が地域生活へ移行することを目標とします。

また、施設入所者の2%以上の削減を目指します。

項目	数値	備考
①平成28年度末の施設入所者数	127人	平成29年3月31日の施設入所者数
②【目標値】 地域生活移行者数	12人 (9.5%)	平成32年度末までに施設入所からグループホーム、一般家庭等の地域生活へ移行する者の数
③平成32年度末の施設入所者数	124人 (2.4%削減)	平成32年度末の施設入所者数の目標値

第2節 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成32年度末までに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。また、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。なお、市単独での設置が困難な場合には、複数市町による共同設置を目指します。

項目	数値	備考
①精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	構築	

第3節 地域生活支援拠点等の確保

現在、市内には障がいのある人の地域生活を支援する機能を持った、「地域生活支援拠点」は整備されていませんが、平成32年度までに1箇所の整備を目標とします。

項目	数値	備考
①地域生活支援拠点等の整備数	1箇所	障がいのある人の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数

第4節 福祉施設から一般就労への移行

平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人はいませんでした。平成32年度においては、障がいのある人の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標は、第4期計画時の未達成分（12人）の12人とします。

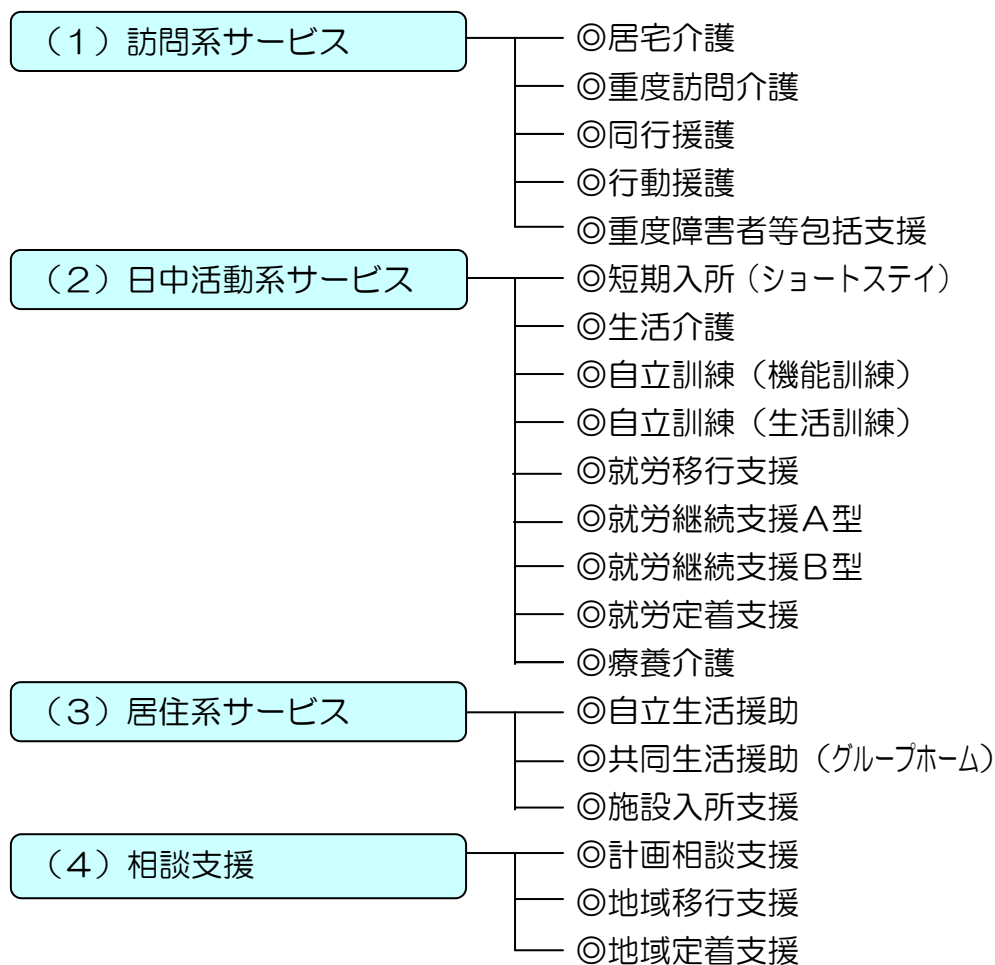
また、就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度の利用者の2割増を目指します。

項目	数値	備考
①平成28年度の年間一般就労移行者数	0人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
②平成28年度就労移行支援事業利用者数	59人	平成28年度に就労移行支援事業を利用した人数
③【目標値】 平成32年度の年間一般就労移行者数	12人	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 ※平成28年度の2倍および第4期の未達成分（12人）
④【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	71人 (1.20倍)	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数

第3章 サービス量の見込みと提供体制の確保

第1節 障害福祉サービスの体系

第4期障害福祉計画の実績を踏まえ、平成32年度に向けて、平成30年度から平成32年度の3年間で第5期計画期間として各年度における見込み量を設定します。



第2節 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

事業名	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	居宅において生活全般にわたる援助を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつおよび食事等の介護 ・調理、洗濯および掃除等の家事 ・その他生活等に関する相談および助言
重度訪問介護	重度の障がいがある人で常に介護を必要とする人に、居宅において、生活全般にわたる援助と外出時の支援を総合的にを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつおよび食事等の介護 ・調理、洗濯および掃除等の家事 ・外出時における移動中の介護 ・その他生活等に関する相談および助言
同行援護	視覚に障がいがあり、移動に著しい困難がある人に、移動時および外出先において支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・移動の援護、排せつ・食事等の介護
行動援護	知的・精神・発達に障がいがあり、行動や移動に著しい困難がある人に、移動時および外出先において支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ・外出時における移動の援護、排せつ・食事等の介護 ・その他行動する際に必要な援助
重度障害者等 包括支援	四肢の麻痺や寝たきりの状態の人や、知的または精神に障がいがある人で、意思疎通や行動上に著しい困難がある人に、障害福祉サービスを包括的に提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護など） ・日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援など） ・居住系サービス（共同生活援助）

■実績と見込み量■

	利用実人数	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	延利用時間	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人/月	68	70	72			
	時間/月	1,126	1,091	1,101			
重度訪問介護	人/月	1	1	1			
	時間/月	144	4	13			
同行援護	人/月	6	8	6			
	時間/月	82	107	132			
行動援護	人/月	2	3	4			
	時間/月	2	56	44			
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0			
	時間/月	0	0	0			

※平成27年度、平成28年度は10月提供分

※平成29年度は9月提供分

○見込み量算出の考え方

- ア) 居宅介護は利用実人数、延べ利用時間ともに毎年増加の傾向にあり、今後とも増加していくものと思われます。平成27～29年度の伸び率と実績を加味し、平成30～32年度の計画値を算出しています。
- イ) 重度訪問介護は、今後大きく増えることはありませんが、微増することを見込み、人数を算出しました。また、時間数については平成27～29年度の年間利用時間の伸び率および実績を加味し算出しています。
- ウ) 同行援護、行動援護については利用はありますが、人数が少ないのが現状です。行動援護については、今後は発達障がいなどの利用者の増加が予測されるため利用人数の増加を見込み、利用時間数は平成27～29年度の年間平均利用時間の伸び率および実績を加味して算出しています。
- エ) 重度障害者等包括支援については対象者が存在しないため、見込みはありません。

○見込み量確保のための方策

居宅において安心して暮らすことができるよう、相談支援事業所やサービス事業所と連携しニーズに応じたサービス提供体制の確保に努め、さらなる充実を図ります。

また、精神障がい・発達障がいなどの対象者の増加が予測されることや「外出時支援を必要としている」というアンケート調査から、外出支援サービス利用者の増加などに柔軟に対応できるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

○日中活動系サービス（介護給付）

事業名	事業内容
生活介護	<p>常時介護を必要とする人に、主として日中に障害者支援施設等で支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつおよび食事等の介護 ・調理、洗濯および掃除等の家事 ・生活等に関する相談および助言 ・創作的活動又は生産活動の機会の提供 ・その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助 ・その他の必要な日常生活上の支援
療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、主として日中に、病院や施設で支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院における機能訓練、療養上の管理 ・看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話
短期入所 (ショートステイ)	<p>居宅において介護を行う人が疾病などで介護を行うことができない場合に、短期間施設へ入所をして、入浴、排せつおよび食事その他の必要な援助を行います。</p>

■実績と見込み量■

	利用実人数	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	延利用時間	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	人/月	214	232	239			
	人日/月	4,433	4,648	4,650			
療養介護	人/月	10	10	9			
	人日/月	310	310	270			
短期入所	人/月	26	22	19			
	人日/月	192	186	138			

※平成27年度、平成28年度は10月提供分

※平成29年度は9月提供分

○見込み量算出の考え方

- ア) 生活介護は年々増加傾向にあり、平成30～32年度の利用人数の見込みは平成27～29年度の伸び率および実績を加味して算出しています。
- イ) 療養介護は、平成27～29年度の利用と同水準で算出しています。
- ウ) 短期入所は平成28年度時点では利用人数は若干減っていますが、今後の需要を考慮し、見込んでいます。

○見込み量確保のための方策

利用者のニーズや状況に応じたサービスの提供に努めます。

○日中活動系サービス（訓練等給付）

事業名	事業内容
機能訓練	身体に障がいがある人や難病等の人が、通所や居宅への訪問によって、身体機能や生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
生活訓練	知的または精神に障がいがある人が、通所や居宅への訪問によって、生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・入浴、排せつおよび食事等、日常生活に関する訓練 ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
就労移行支援	一般就労等を希望する 65 歳未満の人へ、就労に向けて必要な支援を行います。 ・生産活動、職場体験などの機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練 ・求職活動に関する支援やその適性に応じた職場の開拓 ・就職後における職場への定着のために必要な相談
就労継続支援 A型（雇用型）	雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般就労に移行するための支援を行います。 ・生産活動などの機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練
就労継続支援 B型（非雇用型）	通所による生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行していく中で就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援していくサービスです。

■実績と見込み量■

	利用実人数	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	延利用人数	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
機能訓練	人/月	1	0	2			
	人日/月	6	0	16			
生活訓練	人/月	15	10	19			
	人日/月	249	171	338			
就労移行支援	人/月	25	45	59			
	人日/月	407	790	1,024			
就労継続支援 A型（雇用型）	人/月	39	42	46			
	人日/月	815	845	884			
就労継続支援 B型（非雇用型）	人/月	127	122	137			
	人日/月	2,259	2,022	2,227			
就労定着支援	人/月	—	—	—			
	人日/月	—	—	—			

※平成 27 年度、平成 28 年度は 10 月提供分

※平成 29 年度は 9 月提供分

○見込み量算出の考え方

- ア) 機能訓練は、あまり利用者はありませんが、今後は、若干増加すると見込みます。
- イ) 生活訓練は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、平成 27～29 年度の伸び率の平均および実績で算出します。
- ウ) 就労移行支援は、市内の事業所が減少していることから、利用者についても減少傾向にあります。働く意欲のある人が可能な限り就労することを目標に増加すると見込みます。
- エ) 就労継続支援 A 型は、平成 30 年度からはほぼ横ばいと見込みます。
- オ) 就労継続支援 B 型は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、平成 27～29 年度の伸び率および実績を加味して算出します。
- カ) 就労定着支援は、平成 30 年 4 月から開始されるサービスです。一般就労する障がいのある人の動向を考慮し、見込みます。

○見込み量確保のための人策

基幹相談支援センターが中心となり、事業所と連携し障がいの状態や希望に応じサービスが選択できるように努めます。

また、一般就労を希望する人に対し、スムーズな移行が出来るよう茨城障害者職業センターやハローワークとの連携を図ります。

(3) 居住系サービス

事業名	事業内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人について、一定の期間にわたり定期的な訪問や随時の対応を行い自立生活を支援します。
共同生活援助（グループホーム）	障がいがある人が共同生活を営む住居において、主に夜間に必要な日常生活上の世話をを行います。 ・入浴、排せつおよび食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言 ・就労先その他関係機関との連絡
施設入所支援	障害者支援施設等に入所している障がいがある人に、主に夜間に日常生活上の支援を行います。日中は生活介護や自立訓練、就労継続支援B型を利用します。 ・入浴、排せつおよび食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言

■実績と見込み量■

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立生活援助	人/月	—	—	—			
共同生活援助	人/月	61	68	78			
施設入所支援	人/月	125	127	130			

※平成27年度、平成28年度は10月提供分

※平成29年度は9月提供分

○見込み量算出の考え方

- ア) 自立生活援助は平成30年4月から開始される事業です。病院等からの地域移行する人を考慮し、見込みます。
- イ) グループホームは、利用人数が増加傾向であることから、平成27～29年度の伸び率と実績を加味して、平成30年度以降の人数を推計しています。
- ウ) 施設入所支援は、国の指針により、平成32年度末の施設入所者数が平成28年度末時点から9%以上削減するよう必要量を見込みます。

○見込み量確保のための方策

年々事業所数は増加しているが、入所希望者が多く入居が難しい状況にあることから、市内のみならず近隣の事業所と連携し希望者が円滑に入居できるよう支援します。

また、障がいの状況や希望を踏まえ、施設から地域での生活へ移行できるよう、グループホームや在宅での支援の体制の構築に努めます。

(4) 相談支援

事業名	事業内容
計画相談支援	<p>障害福祉サービスを利用する人に対して、適切なサービスが利用できるよう、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や見直しなどの支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス支給決定前 訪問などによるアセスメント、利用に向けた関係機関との連絡調整、サービス利用計画案の作成、その他サービス利用に関する相談・助言 ・サービス支給決定後 サービス等利用計画の作成、計画の見直し（モニタリング）、関係機関との連絡調整、その他サービス利用に関する相談・助言
地域移行支援	<p>障害者支援施設に入所している人や、精神科病院に入院している精神に障がいがある人が地域生活へ移行する際に必要な、住居の確保や障害福祉サービス事業所への見学、相談など、その他地域生活への移行に必要な支援を行います。</p>
地域定着支援	<p>居宅において、単身であるなど緊急時の支援が見込めない障がいがある人に対して、常に連絡が可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等に、相談・訪問などの緊急対応を行います。</p>

■実績と見込み量■

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人/年	924	1,138	1,056			
地域移行支援	人/年	0	0	0			
地域定着支援	人/年	0	0	0			

※平成27年度、平成28年度は10月提供分

※平成29年度は9月提供分

○見込み量算出の考え方

- ア) 計画相談支援は新規利用者の増加に伴い増加すると見込みます。
- イ) 地域移行支援、地域定着支援については、平成27～29年度では実績がありませんが、平成30年度からは障害福祉サービスの伸び率を踏まえて利用を見込みました。

○見込み量確保のための方策

相談支援事業所と連携を図り相談支援の充実のための体制を整えていきます。

また、基幹相談支援センターを中心に指定相談支援事業所への助言・指導を行い、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

地域移行支援については、精神科病院の長期入院患者のうち、寛解等の状態にあり病状等が落ち着いている人について、医療機関と連携を図りながら、地域生活への移行促進に努めます。

(5) 補装具

事業名	事業内容
補装具	身体障害者手帳の交付を受けた方や難病を有する方の仕事や日常生活を容易にするために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入または修理にかかる費用を支給します。義手、義足、車いす、盲人安全つえ、義眼、補聴器等。

■実績と見込み量■

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
補装具	件/年	144	132	132			

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

○見込み量算出の考え方

平成27～29年度の実績から、平成30年度以降はほぼ横ばいと見込みます。

○見込み量確保のための方策

一人ひとりのニーズにあった補装具の給付に努めます。

第3節 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人および障がいのある児童が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する事業で、必須事業と任意事業とがあります。

1 地域生活支援事業（必須事業）の推進

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・啓発事業（イベント開催）	回/年	1	1	1			

○見込み量確保のための方策

障がいの理解を深めるため、ホームページや広報紙等により普及・啓発を目的とした広報活動に努めます。また、障がいがある人もない人も共に参加するイベント等、多くの住民が参加できる形態により、障がいがある人に対する理解促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自発的活動支援事業	団体/ 年	2	2	2			

○見込み量確保のための方策

障がいがある人やその家族等による、地域における自発的な取り組みや事業を実施している団体で、市や県が実施する社会参加促進事業や研修会等に参加している団体に対し、支援を行います。

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がいのある人、障がいのある児童の保護者または障がいのある人等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする事業です。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業および成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健および精神障害者福祉に関する法律に基づく相談等の業務を総合的に行う施設です。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を持つ専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る事業です。

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3			
基幹相談支援センター 等機能強化事業	箇所	1	1	1			

○見込み量確保のための方策

事業所数については、更なる基幹相談支援センターの機能強化を図るため、社会福祉士等の専門職員を増員配置するなど、身体・知的・精神・発達障がいに総合的に対応できる充実した相談支援体制づくりに努めます。

また、計画相談支援事業者に対し、専門的な指導・助言、人材育成の支援を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

（４）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度利用支援 事業	人/年	1	1	1			

○見込み量確保のための方策

今後も制度の認知度を高めるため周知啓発を行い、利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
成年後見制度法人後見 支援事業	団体/ 年	0	0	0			

○見込み量確保のための方策

障がいがある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制づくりに努めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
意思疎通支援事業	人/年	12	17	18			

○見込み量確保のための方策

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に委託して、事業を実施していきます。

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携を図りながら事業を実施するとともに、今後は情報提供等を行い利用の促進に努めます。

(7) 日常生活用具費支給等事業

障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を助ける事業です。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日常生活用具 給付等事業	件/年	1,683	1,884	1,215			

○見込み量確保のための方策

一人ひとりのニーズにあった用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成事業

聴覚障がい者等との交流活動の支援として求められる、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成事業	人/年	0	0	20			

○見込み量確保のための方策

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携し、手話奉仕員の養成に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促す事業です。

	利用人数	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	延利用時間	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	人/年	21	18	15			
	時間/年	768	577	270			

○見込み量確保のための方策

外出時支援を求める声が多いことから、広く周知し社会参加促進に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図る事業です。

事業名	事業内容
地域活動支援事業	<p>障がいがある人の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。地域活動支援センターは、一般就労が難しい人に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。</p> <p>機能強化事業として以下の3つの種類に分類されます。</p> <p>○機能強化事業 I型事業所 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行います。</p> <p>○機能強化事業 II型事業所 在宅の障がいがある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。1日あたりの実利用人員15名以上。</p> <p>○機能強化事業 III型事業所 在宅の障がいがある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。1日あたりの実利用人員10名以上。</p>

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
I型事業所	箇所	3	3	3			
	人/年	17	17	10			
II型事業所	箇所	1	1	1			
	人/年	20	18	16			
III型事業所	箇所	1	1	0			
	人/年	2	2	0			

○見込み量確保のための方策

生産活動の場を通して社会参加の促進を図るとともに、就労に移行できる人については、就労支援を行います。

2 市独自施策の実施

	事業名	事業内容
日常生活支援	①訪問入浴 サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問により入浴サービスを提供する事業です。
	②日中一時支援 事業	介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行うことにより、障がいがある人等の家族等の就労支援および負担軽減を図る事業です。
社会参加支援	③レクリエーション活動支援	障がいがある人も無い人も共通の場に集い、レクリエーションを通じて相互の理解を深め合う事業です。
	④芸術文化振興活動	作品展や音楽祭などの文化芸術活動の機会を提供し、創作意欲や社会参加の促進を図る事業です。
	⑤点字・声の 広報発行	市報などを音読しカセットテープ等に吹き込み、視覚に障がいがある人で希望する人へ配布する事業です。
	⑥自動車運転 免許取得・改造助成	身体に重度の障がいがある人が、就労等の交通手段確保のため、自動車の免許取得および自動車の改造を必要とする場合に、その費用の一部を助成し、社会復帰等の促進を図る事業です。
権利擁護支援	⑦成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用方法など成年後見制度を利用しやすくするために、制度のことをわかりやすく説明する講演会や相談会などを行う事業です。
	⑧虐待防止対策支援	障がいがある人が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、障がいがある人への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の本人および養護者への適切な支援に資するため、虐待防止に関する普及啓発等を図ります。
就業・就労支援	⑨更生訓練費 給付事業	身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設、身体障害者ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設および視聴覚障害者情報提供施設並びに国立施設を除く)に入所している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とします。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
①訪問入浴 サービス 事業	件/年	270	259	261			
②日中一時支援 事業	人/年	71	63	70			
③レクリエーション 活動支援	人/年	410	438	404			
④芸術文化振興活動	人/年	290	118	349			
⑤点字・声の 広報発行	回/年	12	12	12			
⑥自動車運転 免許取得・ 改造費助成	件/年	2	3	2			
⑦成年後見制度普及啓 発	回/年	1	1	1			
⑧虐待防止対策支援	回/年	1	1	1			
⑨更生訓練費 給付事 業	人/年	0	0	0			

○見込み量確保のための方策

- (1) 訪問入浴サービス事業は、平成26年度現在、委託している事業所が4か所あり、引き続きサービス提供を行います。
- (2) 日中一時支援事業については、児童の利用希望が増加しているため、児童の受け入れを行っている事業所や市外の事業所など委託事業所を増加して対応していきます。
- (3) スポーツレクリエーション活動参加促進については、市で「ふれあいスポーツの集い」を開催しているほか、県のスポーツ大会参加に対する支援を行っています。今後も事業所と連携し、参加促進を図ります。
- (4) 芸術・文化活動参加促進については、市で「ふれあい作品展」「みんなの音楽祭」を開催しています。今後も事業所と連携し参加促進を図ります。

上記以外の事業については、今後も継続して事業を実施し、広報等で周知を高め、利用促進に努めます。

3 その他の障がい者支援にかかわる独自施策の実施

本市では、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業に加え、障がいがある人の地域生活を支援すべく以下の独自施策を実施しています。

事業名	事業内容
①重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	重度障がいがある人に、住宅設備を改善する際に要する経費の助成を行います。
②重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	心身に重度の障がいがある人が、医療機関または機能回復訓練のため通院通所に要する交通費の一部を助成します。

	人/年	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
①重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	人/年	1	0	4			
②重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	人/年	62	61	61			

○見込み量確保のための方策

重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業は、一人ひとりのニーズにあった給付に努めます。

重度心身障害者タクシー利用料金助成事業は、障がいによる交通弱者のための福祉の増進を図るため、引き続きサービス提供を行います。

第 1 期障害児福祉計画

第1章 計画の基本方針

第1節 障害児福祉計画の趣旨

障がい児施策については、第4期障害福祉計画より、「障がい児支援」として、障害福祉計画に記載が求められていました。

平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、「障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。」ことを改正の趣旨としています。

このうち、障がい児施策に関する項目としては、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、「保育所等訪問支援」の対象の拡大とともに、「厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。」と明記され、「市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。」と定められました。

また、障害児福祉計画に盛り込む内容としては、①障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込みとされています。

【改正の概要（抜粋）】

- 1 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - ①重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。
 - ②保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
 - ③医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
 - ④障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。
- 2 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - ①補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。
 - ②都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

第2節 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本市は、障害児福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方に基づき、障害児福祉サービスなどの必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

○障害児福祉サービスの提供体制の確保

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

第2章 障害児支援の提供体制の整備等

平成32年度末までに、児童発達支援センターの設置を目指し、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

また、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。

さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

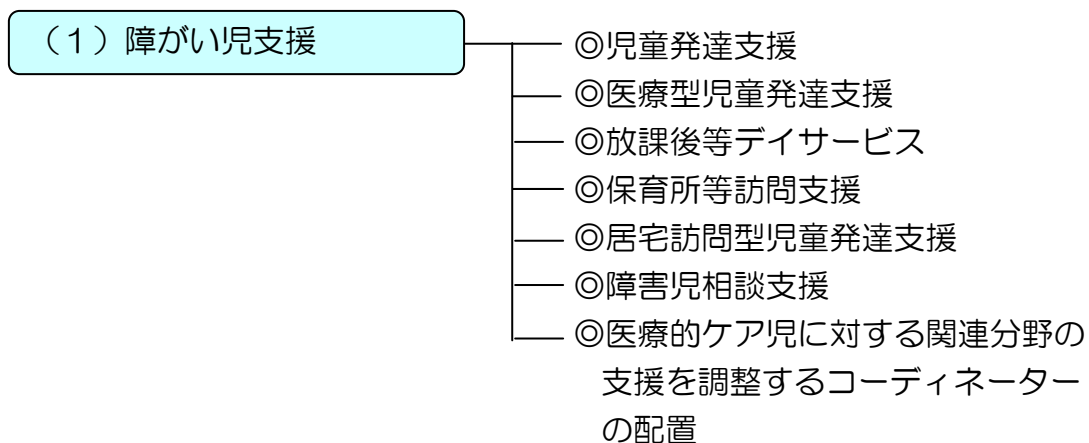
なお、これらは、市での設置が困難な場合には、圏域での設置を目指します。

項目	数値	備考
①児童発達支援センターの設置数		日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設の設置。
②児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所数		児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所数の設置

第3章 サービスの見込みと提供体制の確保

第1節 障害児福祉サービスの体系

第4期障害福祉計画の実績および平成30年度よりの事業は市内に居住する障がい児の状況を踏まえ、平成32年度に向けて、平成30年度から平成32年度の3年間の第1期計画期間として各年度における見込み量を設定します。



第2節 障害児福祉サービスの見込量

事業名	事業内容
児童発達支援	障がいがある未就学児に対して、事業所へ通所することにより、発達や療育に必要な支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における基本的動作の指導 ・知識や技能の付与 ・集団生活への適応訓練
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がいがある未就学児に、児童発達支援と併せて治療を行います。
放課後等デイサービス	障がいがある就学児に対して、授業の終了後や学校休業日に事業所へ通所することにより、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がいがある児童が通う保育所や幼稚園、小学校に訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、外出することが難しい障がい児を対象に居宅を訪問して児童発達支援を提供するサービスです。
障害児相談支援	サービス等利用計画についての相談および作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋がります。

■実績と見込み量■

	利用実人数	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	延利用人数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人/月	16	24	31			
	人日/月	122	155	196			
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0			
	人日/月	0	0	0			
放課後等 デイサービス	人/月	73	77	78			
	人日/月	893	901	871			
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	0			
	人日/月	0	0	0			
障害児相談支援	人/年	339	336	370			
居宅訪問型児童発達支援	人/月	—	—	—			
	人日/月	—	—	—			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	—	—	—			

※平成27年度、平成28年度は10月提供分

※平成29年度は9月提供分

○見込み量算出の考え方

- ア) 児童発達支援、放課後等デイサービスについては年々増加傾向にあり、今後も増加すると見込まれることから、平成30～32年度の伸び率と実績を勘案して推計しました。
- イ) 居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、平成30年4月より開始される事業となります。障がい児の動向を考慮し、見込めます。

○見込み量確保のための方策

障がいがある児童が発達段階に応じて必要な支援を受けることができるよう、事業所・茨城県発達障害者支援センター・教育委員会・保健センターとともに療育の場の充実に努めます。

第3節 市独自施策の実施

【発達障がいのある人に対する支援】

発達障害者支援法の施行(平成17年)により、他の障がいのある人同様のサービスが受けられるようになりましたが、支援施策などの社会的資源の不足や、保護者や地域住民、企業などにおける発達障がいに対する理解や認識が不十分であることなどから、今後、国や地方自治体が取り組むべき課題も多いのが現状です。

発達障がいのある人の支援においては、早期発見・療育が有効であることや、周囲に理解されにくい障がい特性であることなどから、幼少期から成人期以降まで、対象者の成長段階に応じた支援が重要となります。そのためには、成長に合わせた個別の支援策の充実を図っていくとともに、それらを包括的・継続的に進めていくための支援体制の充実に努めていきます。

また、発達障がいへの理解を深め、支援につながるよう、地域住民や事業所などに対する啓発活動(理解促進・啓発事業)などを通じて、発達障がいのある人が、地域や職場で生活しやすい環境づくりを推進していきます。

事業名	事業内容
①親子通園事業	情緒、言語、心身の発達などのために支援が必要な児童に対し、適切な早期療育を行う事業です。 ・プレイセラピー ・機能回復訓練 ・日常生活における基本動作の指導 ・保護者への指導・助言 ・関係機関との連携
②相談支援	基幹相談支援センターによる包括的相談支援 茨城県発達障害者支援センター・茨城障害者就業センター・ハローワークやその他の関係機関と連携し、対象者の発達段階に応じ一貫した支援ができる体制づくりを進めます。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
①親子通園事業	人/年	62	66	85			
②相談支援	人/年	5	6	7			

○見込み量確保のための方策

- (1) 親子通園事業については、保健センターとの連携を図り、発達に問題のある児童の早期発見・早期療育に努めます。
- (2) 相談支援については、基幹相談支援センターが中核的な役割を担い、個々の状況に応じた継続的な相談・支援を行っていきます。